



【人材の採用や定着、育成のための取り組みをお考えの企業様】
その取り組み、助成金の対象となるかもしれません
ぜひ一度、弊所までご相談を

キャリアアップ助成金 (正社員化コース)

面接試験等→正社員転換

有期雇用 6か月以上	正社員転換後 6か月	さらに正社員 として6か月
---------------	---------------	------------------

賃金が3%以上増額

賞与 or 退職金 + 昇給のある正社員へと転換

【事前準備】

- ☑ キャリアアップ計画書の作成・提出
- ☑ 就業規則(転換制度について規定があるもの)の作成・届出

【支給申請】 以下の添付書類が必要

- ☑ 有期雇用時・正社員転換後の雇用契約書
 - ☑ 上記期間の賃金台帳・出勤簿 他
- ※賃金台帳・出勤簿は、雇用契約書と突合せて細かくチェックされます。残業代等が不足している場合は、予め追加での支給が必要となります。
→弊所にて数か月ごとに確認させていただけますと、支給申請がスムーズに行えます。

【支給額】 **1人あたり 80万円 (40万円×2回)**

※有期雇用→正規雇用の場合

上記の他、無期雇用→正規雇用の取り組みも支援されます。

※本紙は助成金の基本的な要件を分かりやすくまとめたものであり、各助成金には他にも詳細な要件があることを申し添えます。

両立支援等助成金 (育児休業等支援コース)

同コースは育休取得や職場復帰支援に対する助成ですが、令和6年1月に創設された「育休中等業務代替支援コース」との併用も検討できます。本助成金を活用し、円滑な育休取得・職場復帰だけでなく、育休中の業務体制整備も一体的に進めていきましょう。

【主な要件】

- ☑ 対象労働者との面談を踏まえ、所定の要件を満たした「育休復帰支援プラン」を作成し、同プランに沿って円滑な育休取得・職場復帰を支援すること。
- ☑ 対象労働者に連続3か月以上の育休(産後休業を含む)を取得させ、原則として現職等に復帰後、6か月以上継続雇用すること。

【支給額】

	支給額
A 休業取得時	30万円
B 職場復帰時	30万円

男性の育休取得には、連続5日以上で同助成金の出生時両立支援コースの活用が可能です。

その他、各種雇用関係助成金の申請代行を承っております。
お問い合わせは、TEL022-778-3456 またはお問い合わせフォーム (<https://mizuma-sr.com/contact/>) からお願いいたします。



業務改善助成金

昨年度は最低賃金の大幅な改定がありました。生産性を向上させる設備投資などにより「事業場内最低賃金」の引上げを支援する業務改善助成金は、人材を確保したい企業様にもお勧めしたい助成金です。

【主な要件】

- ☑ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の中小企業・小規模事業者であること。
- ☑ 雇入れ後3か月を経過した労働者のうち、事業場内で最も低い時間あたりの賃金額を、コース区分(30円コース、45円コース、60円コース、90円コースがあります)ごとに定められた引上げ額以上に引き上げること。
- ☑ 生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行い、その費用を支出すること。

【助成率】

事業場内最低賃金 900円未満：支出費用の 9/10

事業場内最低賃金 900~950円：支出費用の 4/5

事業場内最低賃金 950円以上：支出費用の 3/4

【助成上限額】 ※30円コース、30人未満の事業場の場合

引き上げる労働者数	助成上限額
1人	60万円
2~3人	90万円
4~6人	100万円
7人以上	120万円
10人以上 所で定の要件に該当する場合	130万円

賃金水準が上記要件を上回る場合、設備投資系の助成金としては、働き方改革推進支援助成金の申請が検討できます。